

ゴミコンテナー置場・コンテナー運営・使用細則

ゴミコンテナ置場・コンテナ運営・使用細則

(目的)

第1条 本細則は、ブラウンハイム管理組規約（以下「規約」という。）第4条（用法）、第13条（共用部分等の用法）及び第18条（使用細則等）の規定に基づき、規定別表第1に記載するゴミコンテナ置場及びコンテナの維持管理並びに使用に関して必要なことを定めることを目的とする。

(ゴミコンテナ置場・コンテナ)

第2条 本細則に云うゴミコンテナ置場及びコンテナとは、次の各号に掲げる設備そのものとする。

- (1) ゴミコンテナ置場： 常時コンテナに捨てることが出来る家庭ごみ、プラスチック容器包装のごみ及び決められた回収日に捨てることが出来る缶・ビン・ペットボトル等その他のゴミを一時的に置く目的で設置され、3箇所に別れて設置され、鉄骨と鉄筋コンクリートで組み立てられた屋根つきの構造物であり、水道設備及び清掃道具・ネットなどを入れる物置などを含む。
- (2) コンテナ： 常時捨てることが出来るごみを収納することを目的とした、3個所のコンテナ置場に分散して設置されているプラスチック製容器 31 基。

(ゴミコンテナ置場等の維持管理)

第3条 管理組合は、ゴミコンテナ置場等の維持管理について、規約第13条（共用部分等の用法）、第31条（共用部分の管理に関する責任と負担）、及び第33条（管理組合の業務）の規定に基づいて行うものとする。

- 2 管理組合は、ゴミコンテナ置場には指定されたゴミ以外の物品を保管、仮置きしてはならない。
- 3 管理組合は、通常からゴミコンテナ置場及びコンテナの整理整頓に努め、これを清潔に維持しなければならない。
- 4 管理組合は、ブラウンハイム居住者（以下「居住者」と云う。）に対しても、ゴミコンテナ置場及びコンテナの利用に際して適切な維持管理への協力を求めねばならない。

(ゴミコンテナ置場等の使用方法)

第4条 管理組合は、横浜市のごみ分別収集に関する条令（以下「条令」と云う。）を遵守して、ゴミコンテナ置場、及びコンテナを使用するものとし、「ゴミコンテナ置場利用規則」（仮称）を定めて、居住者に対して条令の遵守とゴミ分別の方法を指導しなければならない。

- 2 管理組合は、コンテナを横浜市の指導に従って「家庭ごみ」用、及び「プラスチック包装容器」用に区別しなければならない。
- 3 管理組合は、条令に従って分別されるゴミの分類とその収集日をゴミコンテナ置場に明示し、居住者に対してこれの遵守を指導しなければならない。
- 4 管理組合は、ゴミコンテナ置場に設置されている給水栓をコンテナ及びコンテナ置場の清掃以外には利用させてはならない。
- 5 管理組合は、ゴミコンテナ置場、及びコンテナの使用状況について定期的に調査し、その結果を居住者に報告して、場合によっては適切な利用について居住者に協力を要請するものとする。

(ゴミコンテナ及びコンテナ置場の清掃)

第5条 管理組合は、コンテナ置場及びコンテナを清潔に保つため、ゴミ回収日に対応して清掃のスケジュールを定め、その清掃を行うものとする。

- 2 管理組合は、前項の清掃を専門業者、又は居住者から公募した希望者若干名(以下「内部委託者」と云う。)に業務を委託することができる。
- 3 第2項によって清掃業務を委託した場合、管理組合は、受託者との間で適切な条件による業務委託契約を結ばなければならない。
- 4 委託料金、又は、内部委託者への報酬を含む契約条件については、管理組合理事会の承認によって決定する。
- 5 内部委託者に業務委託を行う場合は、管理組合は労災保険を付保し、保険料を負担しなければならない。

(ゴミ分別方法の変更に対する対応)

第6条 管理組合は、横浜市条例、又は横浜市資源循環局の方針変更等により分別方法等に変更があった場合は速やかに対処し、「ゴミコンテナ置場利用規則」(仮称)を変更して居住者に対しこの変更の徹底を図らねばならない。

(付則)

第1条 この細則は、平成21年9月6日に開催される通常総会において決議された時を以って有効となるものとする。

以上

ゴミ処理及びゴミコンテナ置場利用の規則

ゴミを適切に処理し、皆さんのゴミコンテナ置場をいつも清潔に、キチンと利用するために次の事項を守ってください。また、横浜市ではゴミの分別回収を行っていますので、そのルールに従ってゴミを分別して捨ててください。

1. ゴミの処理及びゴミコンテナ置場の利用は、「ゴミコンテナ置場・コンテナ運営・使用細則」に基づいて行います。
2. ゴミは、横浜市の定める分別のルールに従って、分別してから捨ててください。分別の種類とゴミ回収日は別表の通りです。但し、ゴミ回収日は都合により変更になることがあります。その場合には、管理組合から通知します。
3. 家庭ゴミ及びプラスチック容器包装ゴミ以外のゴミは、回収日当日に（午前 8 時まで）指定の場所に出してください。
4. 家庭ゴミは、できるだけ水分を切り、半透明の袋にまとめて入れ、できるだけ小さくしてから家庭ゴミコンテナに入れてください。
5. 生ゴミ以外の乾燥したかさばるゴミ（おもちゃ、入浴用品、ハンガーなどのプラスチック製品）はコンテナの脇に置いてください。
6. プラスチック容器包装は、半透明の袋に入れ、袋の空気をできるだけ押出してからプラスチック容器包装コンテナに入れてください。容器包装以外のプラスチック製品は対象外ですので（家庭ゴミです）、コンテナには入れないでください。
7. 発泡スチロール製の緩衝材や箱は、コンテナの脇に置いてください。
8. 家庭ゴミ及びプラスチック容器包装ゴミをコンテナに入れる場合は、できるだけ空いているコンテナに押し込み、コンテナの蓋をしっかりと閉めてください。
9. 破損したガラス、ガラス製品、電球、蛍光灯、陶器類など燃えないゴミは、新聞紙などに包み、「ガラス」、「蛍光灯」などと表示してコンテナ置場の指定場所に置いてください。
10. 筒型乾電池（マンガン電池、アルカリ電池、リチウム一次電池）は、ゴミコンテナ置場の指定場所に置いてください。（ボタン電池や充電式電池は、電気店などの協力会社へ持参してください。）
11. 資源ゴミ（アルミ缶、新聞紙、雑誌、ダンボール、その他の紙類などの古紙、及び古布）は、毎月、第 3 土曜日を除く、土曜日（午前 10:00 時まで）に各棟階段下の指定場所にキッチリとまとめて置いてください。（古紙、ダンボールはヒモで括ってください。アルミ缶、古布は半透明の袋に入れてください。）
資源ゴミの売却代はブラウンハイム自治会の収入になるので協力をお願いします。

12. 粗大ゴミ（30cm以上の金属製品、及び、50cm以上のプラスチック、木製等の大型ゴミ）は、廃棄する前に「粗大ゴミ受付センター」（一般電話/携帯電話からは、0570-045-190；IP電話/PHSからは、330-5109）に、廃棄する物品を告げ、回収日の指定を受けた上で、指定の収集シール（手数料：郵便局、コンビニなどで入手可能）を物品に貼付して、回収指定日（午前8時まで）にゴミコンテナ置場の指定場所に置いてください。収集シールが貼付されていない粗大ゴミは回収されませんので、絶対に置かないでください。

13. 大型家電及びパソコンなどは、家電メーカーが回収しますので、家電販売店、又は、「横浜家電リサイクル推進協議会受付センター」へ回収を依頼してください。

受付センター電話：

- | | | | | |
|-----|--------------|-------|--------|-------|
| (1) | 0120-632-515 | 月～土曜日 | 9時～17時 | |
| (2) | 0120-033-953 | 月～金曜日 | 9時～17時 | 携帯電話可 |
| (3) | 0120-045-669 | 同上 | | |
| (4) | 0120-014-353 | 同上 | | 携帯電話可 |

14. 毎週月曜日、水曜日と金曜日のゴミ収集の後で、ゴミコンテナ及びゴミコンテナ置場の清掃を行いますので、当日の夕方（清掃終了）までは出来るだけゴミを出さないでください。

ゴミコンテナ置場を清潔に保ち、ブラウンハイムの居住環境を美しく維持するために、皆様の絶大なご協力をお願いします。

以上

(別表)

平成 21 年 2 月 14 日現在

ゴミ分別の種類	ゴミ回収日 (毎週)	ゴミを捨てる場所	主なゴミの対象物*
家庭ゴミ (燃えるゴミ)	月曜 金曜 (7~8 月 は水曜が加 わります)	家庭ゴミコンテナ (プラ製品、小型家電は コンテナの外側)	生ゴミ、容器以外のプラ製 品、小型家電、他一般ゴミ
プラスチック容器包装	火曜	プラ容器包装コンテナ (発泡スチロールはコ ンテナの外側)	プラスチック製容器包装、 食品トレイ、プラスチック 製緩衝材、発泡スチロール
缶・ビン・ペットボトル	木曜	コンテナ置場内指定場所 (コンテナの外側)	スチール缶、食品ビン、ペット ボトル
スプレー缶	月曜 金曜	コンテナ置場内指定場所 (コンテナの外側)	ガスカートリッジ、ヘアスプレ ー、殺虫剤など
燃えないゴミ	月曜 金曜	コンテナ置場内指定場所 (コンテナの外側)	ガラス類、陶器類、蛍光灯、電 球、化粧品ビンなど
乾電池	月曜 金曜	コンテナ置場内指定場所 (コンテナの外側)	筒型の乾電池 (ボタン型、充電式は含まず)
小さな金属類	水曜	コンテナ置場内指定場所 (コンテナの外側)	30 cm以下のなべ、やかん、刃 物など
資源ゴミ	土曜 (第 3 土曜 を除く)	各号棟の階段下の指定場所	新聞紙、ダンボール、その他雑 紙、シュレッダーゴミ等の古 紙、古布、アルミ缶
粗大ゴミ	個別指定日	コンテナ置場内指定場所 (コンテナの外側) <u>収集シール(有料)を必ず</u> <u>粗大ゴミに貼付してくださ</u> <u>い</u>	金属製品で 30 cm以上のもの、 及びそれ以外のプラ製品や木 製品で 50 cm以上のもの

(* ゴミの分別毎の対象物の詳細については、横浜市が発行する説明書を参照して
ください。)